

Q 1 5 自動車の注文書上のリサイクル料金・リサイクル預託金の取扱いは？

- (A)
1. 新車販売時の注文書
- 車両本体価格とリサイクル料金の額の双方を注文書に表示して下さい。
 - リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。
2. 中古車販売時の注文書
- (1) リサイクル料金未預託の自動車を販売する際の取扱い
- ①リサイクル料金の預託が必要な場合（車検切れ車両、一時抹消登録車両）
 - 車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。
 - リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。
 - ②リサイクル料金の預託が不要な場合（車検残り車両、登録車両）
 - これまで通り、車両価値金額を注文書に表示して下さい。
- (2) リサイクル料金預託済みの自動車を販売する際の取扱い（以下のいずれの方法でも可）
- ①販売価格に含めないで表示
 - [A] リサイクル預託金相当額を注文書に表示
 - リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示
 - この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります
 - [B] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面（通知書）により明示
 - リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額のみ注文書に表示
 - 印紙の貼付は不要
 - リサイクル預託金相当額については、商談時に別書面（通知書）により明示
(別書面（通知書）は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要)

②販売価格に含めて表示

[A] リサイクル預託金相当額を注文書に表示

○リサイクル預託金相当額込みの販売価格とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示

→この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります

[B] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面（通知書）で明示

○リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

→印紙の貼付は不要

○リサイクル預託金相当額については、別書面（通知書）により明示

（別書面（通知書）は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要）

[C] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、リサイクル券で明示

○リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

→印紙の貼付は不要

○リサイクル預託金相当額については、リサイクル券により明示（リサイクル券が紛失された場合、リサイクル券を再発行する、又は別書面（通知書）により明示）

※この場合であっても、リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡であり、消費税法上の非課税取引となりますので、車両価値金額とは別に会計処理を行うことが必要です。

3. リサイクル預託金預託済み中古車下取時の注文書（以下のいずれの方法でも可）

①下取価格に含めないで表示

○中古車販売時と同様に、①－[A] 又は①－[B]

②下取価格に含めて表示

○中古車販売時と同様に、②－[A] 又は②－[B] 又は②－[C]

4. 使用済自動車引取時の注文書

(1) リサイクル料金未預託（後付装備がある場合の一部未預託の場合を含む）の使用済自動車を引き取る際の取扱い（引取時にリサイクル料金の預託が必要な場合）

○車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。

○リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

(2) リサイクル料金預託済みの使用済自動車を引き取る際の取扱い（引取時にリサイクル料金の預託が不要な場合）

○これまで通り、車両価値金額（※）を注文書に表示して下さい。

(※) 自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託頂くこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。なお、使用済自動車の状態によっては処理費用が必要な場合もあり、また引取業者が運搬を行った場合において発生する費用については、最終所有者に請求することも可能です。

[リサイクル預託金預託済みの中古車販売・下取時の注文書等のイメージ]

○車両価値金額：105万円（消費税込み）、リサイクル預託金相当額：1万5千円の場合

①－ [A]：販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示

注文書
販売価格：105万円 リサイクル預託金相当額：1.5万円
印紙200円

①－ [B]：販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示

注文書
販売価格：105万円

+

別書面（通知書）
リサイクル預託金相当額 ：1.5万円

②ー [A] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示

注文書
販売価格：106.5万円
リサイクル預託金相当額：1.5万円
印紙200円

②ー [B] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示

注文書
販売価格：106.5万円

+

別書面（通知書）
リサイクル預託金相当額 ：1.5万円

②ー [C] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額はリサイクル券で明示

注文書
販売価格：106.5万円

+

リサイクル券
リサイクル預託金相当額 ：1.5万円